

意見書一括討論

2009年3月24日

日本共産党

梶 田 進

私は日本共産党議員団を代表して、意見書第2号「保育制度に関する意見書」、意見書第3号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」、意見書第4号「雇用対策の強化を求める意見書」、意見書第5号「日本経済の再生を求める意見書」、意見書第6号「労働者派遣法改正を求める意見書」、意見書第7号「障害者自立支援法を廃止し、人間らしく生きる権利を保障する総合的な障害者福祉法の確立を求める意見書」、意見書第8号「消費税の増税は行なわず、食料品の非課税化を求める意見書」の7意見書に対して、この際、一括して賛成討論を行ないます。

意見書第2号は、現在、政府・厚労省が保育制度の改悪をするため、「新たな保育の仕組み」づくりを急いでいます。社会保障審議会少子化対策特別部会が第一次報告（案）を発表しています。その内容は、現在、（1）児童福祉法に基づく市町村の保育の実施義務をなくす。入所希望者の要保育度は認定するが、その後は保育所と保護者の直接契約に委ね、保育料もサービス料に応じた応益負担にして保育所が徴収する。（2）児童福祉施設として決めている国の最低基準を緩和し、自治体ごとの基準に変えることも検討する、という現在の保育行政を根本から変更しようとする内容であります。

これまでも、保育園に対する補助金の削減、廃止が相次いで行なわれ、自治体の保育行政に大きな困難をもたらしてきました。

この他にも、意見書に記述されています保育に市場原理の導入も論議されています。少子高齢化社会、働く女性が安心して働くことができるための保育所の役割はますます大きくなります。

意見書が求めている。

- （1）子どもの最善の利益を確保するための、財源保障。保育の質の確保。
- （2）保護者の公平感、安心感を、保育を必要とする子どもが排除されない優れた仕組みを維持すること。
- （3）安心できる、保育所の最低基準を守る。
- （4）制度改革に、利用者、事業者等関係者が納得できる仕組み、基準を設けることは、今後の保育を充実させるうえで、大変重要なことでもあります。

意見書第3号は、昨年4月より実施されています。実施され、すぐ部分的に手直しがさ

れるという欠陥制度です。先日、厚労相が主宰する「高齢者医療制度に関する検討会」が、最終報告を発表しました。この検討会は、後期高齢者医療制度が欠陥制度として制度の見直し・廃止の意見が強く出された結果設けられ、検討が重ねられてきました。最終報告は、強い怒りとなっている根本問題には触れず、見直すと明記したのは、後期高齢者、終末期相談支援料という名称を見直すとしたのみであります。

後期高齢者医療制度の怒りの根本は、「年齢によって区切って別枠の医療保険に囲む」「高い負担で安上がりの医療の押し付け」であります。

全国の自治体の3分の1を超える地方議会が、後期高齢者医療制度の見直し・廃止を求める意見書を可決しています。国会では、野党4党共同提案の廃止法案は参議院で可決され、現在、衆議院で継続審査となっていることは、意見書のとおりです。

制度が始って一年が経過した後、保険料の滞納が多発しており、保険証取り上げ、資格証明書の発行が急増することが危惧されていることも意見書とおりです。このような差別医療制度である後期高齢者医療制度は、一旦廃止し、あるべき医療制度について、国民的議論を求めている、本意見書は道理にかなった意見書であります。

意見書第4号は、安心して生活するための基本問題として、働く権利をいかに保障するかという問題です。不安定雇用である非正規雇用が大幅に増加し、人間を人間として扱わない働かせ方が、製造業を中心にはびこっています。この問題の発端は、1999年に派遣法が改悪、派遣労働が原則自由化され、2003年に製造業派遣が解禁されたことによるものであります。非正規労働には、パート、期間工、派遣と形態に違いはありますが、いずれの場合も、雇用は不安定で業績確保の調整弁とされていることから、非常に低い賃金で働かされているいわゆるワーキングプア増大の一因となっています。雇用対策を強化するためには、新自由主義という政策のもとで進められている、競争第一主義を改めることが必要であります。

意見書で述べているとおり、このままでは社会全体の活力を失い、若年世代において将来の生計の不安定化を招き、国の将来にも重大な影響を及ぼすことが心配されるのは必然であります。ことから意見書が要望している

- (1) 職を失ったすべての人に、一時避難場所、総合窓口の設置、緊急の小口貸出しの拡充、生活保護など、住居、生活、再就職の支援をすること。
- (2) 大企業への監督・指導強化
- (3) 労働者派遣法を原則自由化前に戻し、登録型派遣を原則禁止にする抜本改正。

などを実行して、誰でもが安心して働くことができ、生活の安定化を図ることが今政治に求められています。

意見書第5号は、アメリカの金融危機に端を発した世界経済の大混乱は、日本経済をも巻き込み深刻な状態になっています。この経済混乱状態を收拾し、秩序を持った経済社会を作り上げることが非常に大切になっています。

現在の世界経済、日本経済への影響は意見書で述べている「カジノ経済」の破綻によるものであります。カジノ経済は付加価値による実体経済ではなく、金融商品などの取引の投機マネーゲームであります。その実態は世界GDPの3倍の資金が流動していると言われております。

日本経済が深刻な景気悪化になっている根本問題として、GDPの6割を占める国内消費をないがしろにし、極端な外需頼みの経済活動に突き進んだ結果であります。そのため、アメリカ経済の減速、世界経済が混乱すると、日本の景気が世界で一番大きな影響を受けるといふ事態となっています。

このようなときに、政治が果たす責任として、

- (1) 「ばくち経済」(カジノ経済)のツケを国民に回させない。
- (2) 「外需たのみから内需主導へ」、日本経済の抜本的な体質改善をはかる。
- (3) 「カジノ資本主義」への追随からの抜本的転換をはかる

と意見書が述べているように、政府がその責任を果たすことが、いま、求められています。

意見書第6号は、昨年の金融危機を発端として、雇用調整の実施として契約期間中の派遣労働者の解雇による大量失業者の発生が、年末の「年越し派遣村」など社会問題として大きくマスコミにより報道され、社会問題となりました。非正規社員増加の経過は、意見書が述べているとおりであります。

非正規労働者の雇い止めについては、業界団体は厚労省発表の12万人を大きく上回る40万人程度と予想をしています。特に、年度末には「2009年問題」、3年の制度的な雇い止め(解雇が)大幅に生じることが危惧されています。

いずれにしても、非正規労働者の増大はワーキングプアの増大の主な要因となっており、国の将来に大きな影響が心配されます。こうしたことから、誰でもが意欲を持って働ける社会、働くものの視点に立った雇用の安定に資する制度の確立はどうしても必要であります。雇用の中心は、正規の雇用であるべきで、労働者派遣法を1999年改正以前に戻すことは当然であります。正規雇用という雇用形態が日本経済の奇跡の発展をささえてきたことは世界各国共通の認識であります。

意見書第7号は、障がい者自立支援法が施行され2年半が経過しました。障がい者自立支援法は応益負担の考え方を導入したため、費用負担が賄えず、支援を受けられなくなるな

どの弊害があり、障がい者自立支援ではなく「障害」となるといわれる制度欠陥がありました。この応益負担は、憲法の福祉の理念に反したものであり、サービスの抑制を余儀なくされた障がい者も出ています。事業所の報酬単価の問題についても意見書で述べているとおりであります。

意見書が求めている

- (1) 障がい者自立支援法を廃止し、総合的な障がい者福祉法を確立すること。
- (2) 応益負担制度の廃止、低所得者は無料にすること。
- (3) 給食費、ホテルコストの実費負担をなくすこと。
- (4) 事業所への報酬単価の引き上げ、月額支払い制に戻すこと。
- (5) 職員の待遇改善

を求める意見書は、当然であります。

障がい者自立支援法は、憲法第25条の国民の生存権、権利保障の国の責任放棄であり、同時に、障がい者権利条約で謳われている、同年齢の市民と同じ権利を差別なく保障することに対しても、応益負担制度は、障害を自己責任とする立場で、障がい者が生きていくために必要な最低限の支援さえ、益とみなして負担を課す制度です。自立支援法は憲法と障がい者権利条約に真っ向から反している制度であり、意見書の要望事項はどうしても実現させる必要があるものであります。

意見書第8号は、2011年度から消費税率を引き上げることが明記した、税制関連法案の成立を目指していることについて、世論調査結果、昨今の景気状況からの国民の暮らしの厳しさが増していることから、消費税の増税計画は、国民の将来不安を掻き立てて、消費をさらに冷え込ませるものとなること、消費税の逆進性を指摘し福祉破壊税であることを明らかにしています。

消費税の逆進性から、食料品への非課税化を意見書では求めています。本来は、生活必需品は非課税にすることが求められているのが消費税です。消費税の税率問題で、ヨーロッパの税率に比べて日本の税率が低いから、影響が少ないような議論がされますが、国の歳入に占める消費税の割合、国税の社会保障費、教育費等国民生活への直接投資率などを比べますと、日本の財政収入に占める割合は、日本の消費税5%と消費税18%のイギリスと同程度となるなど消費税率のみで比較することは危険であります。ヨーロッパ諸国では、医療費、教育費などは無料が原則、あるいは低負担であります。日本は医療費、教育費の負担は世界では最も高い負担を強いられている国の一つであります。

そもそも、消費税が導入された時点、消費税率を5%に引き上げた時点で、消費税の使い道として、高齢化社会を迎えることから、社会保障の充実のためと宣伝されてきました。本当に、社会保障は充実したのでしょうか。実際は、消費税導入後、社会保障制度は改悪に

つぐ改悪で、サラリーマンの医療費の窓口負担増、厚生年金・国民年金保険料の引き上げ、介護保険料引き上げ、後期高齢者医療制度の新設・保険料の新規徴収。厚生年金支給が60歳から65歳に引き上げられる、と同時に支給額は引き下げとなりました。高齢者の所得控除の引き下げ・廃止、障がい者自立支援法による利用料徴収等々、多くの改悪がされました。

納税された消費税がどのように使われたのか。消費税が導入されて20年、消費税額は201兆円、一方で、法人3税は164兆円減っており、同時に、この間大企業や大資産家への減税は年間ベースで7兆円となっています。消費税が導入と同時にそれまで4兆円以下であった防衛費（軍事費）が5兆円規模に増額されました。いいかえれば、消費税は大企業や大資産家、防衛費（軍事費）に費やされてきたこととなります。

また、消費税率引き上げの口実として、消費税を全額社会保障に使うことを法律で決めれば、社会保障が充実されると宣伝されていますが、社会保障をもっとも必要とする低収入者にも一律に課税することは、消費税の税負担率が低収入者ほど高いという、逆累進税制であることから、ごまかしの議論であることははっきりとしています。

以上、討論しましたとおり、提案されています意見書は、どの意見書においても政府、政治の責任で解決されなければならないものばかりです。議員各位のご賛同を頂き、いずれの意見書も採択いただきますよう、お願い申し上げます、賛成討論といたします。